

○印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給料等の 支給に関する規則

平成14年3月22日

規則第6号

改正	平成17年11月18日	規則第7号	平成22年4月1日	規則第1号
	平成18年3月31日	規則第5号	平成22年12月1日	規則第7号
	平成20年12月15日	規則第4号		

(趣旨)

第1条 この規則は、印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例（平成14年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、一般職職員の給与等の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(給料の支給)

第2条 条例第7条に規定する管理者が定める給料の支給日は、毎月21日とする。
ただし、その日が印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成14年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第2号。以下「勤務時間条例」という。）第10条に規定する祝日法による休日（以下「祝日法による休日」という。）、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い祝日法による休日、土曜日又は日曜日でない日を支給日とする。

2 月の1日から末日までの期間（以下「給与期間」という。）中給料の支給日後において、新たに職員となった者及び給料の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、その際給料を支給する。

3 職員が給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は、日割りにより支給する。

(1) 休職（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項に規定する休職をいう。以下同じ。）にされ、又は休職の終了により復職した場合

(2) 法第55条の2第1項ただし書きの許可（以下「専従許可」という。）を受け、又は専従許可の有効期間の終了により復職した場合

(3) 停職（法第29条第1項に規定する停職をいう。以下同じ。）にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合

(4) 勤務時間条例第18条の規定により給与を支給しないこととされている休暇（以下「無給の休暇」という。）を与えられ、又は無給の休暇の終了により職務に復帰した場合

(5) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合

4 給与期間の初日から引き続いて、休職にされ、停職にされ、無給の休暇を与えられ、育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員が、給料の支給日後に

復職し、又は職務に復帰した場合には、その給与期間中の給料をその際支給する。

第3条 職員が、職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために給料を請求した場合には、請求の日までの給料を日割計算によりその際支給する。

(短時間勤務職員等の給料月額の端数計算)

第4条 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

(1) 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)のうち、法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員 給与条例第5条第2項

(2) 育児休業法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)

印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の育児休業等に関する条例(平成14年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第3号。以下「育児休業条例」という。)第16条の規定により読み替えられた給与条例第4条第3項、第4項若しくは第6項若しくは第5条第1項

(3) 短時間勤務職員のうち、育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員 育児休業条例第19条の規定により読み替えられた給与条例第4条第3項、第4項又は第6項

(扶養手当等の支給)

第5条 扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当及び管理職手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、給料の支給日までにこれらの給与に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

(特殊勤務手当等の支給)

第6条 特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び管理職員特別勤務手当は、1の給与期間の分を次の給与期間における給料の支給日に支給する。

2 職員が勤務時間条例第9条の2第1項の規定により指定された時間外勤務代休時間に勤務した場合において支給する当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間外勤務手当に対する前項の規定の適用については、同項中「次の」とあるのは、「勤務時間条例第9条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された日の属する給与期間の次の」とする。

(退職者の給与の端数計算)

第7条 給与条例第30条第2項から第4項までの規定による給料及び地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもって当該給与の月額とする。

(条例附則第5項の規定により減ずる額の日割計算)

第8条 給与期間の中途において、条例附則第5項の規定により給与が減ぜられて支給されることとなる職員(以下「減額支給対象職員」という。)以外の者が減額支給対象職

員となった場合又は減額支給対象職員が、減額支給対象職員以外の職員となった場合、離職した場合若しくは第2条第3項各号に掲げる場合に該当した場合におけるその給与期間の給与条例附則第5項各号（第3号及び第4号を除く。）に定める額に相当する額の計算は、日割計算による。

（補足）

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に管理者が定める。

附 則

この規則は平成14年4月1日から施行する。

附 則 （平成17年11月18日規則第7号）

この規則は公布の日から施行する。

附 則 （平成18年3月31日規則第5号）

この規則は公布の日から施行する。

附 則 （平成20年12月15日規則第4号）

この規則は平成21年1月1日から施行する。

附 則 （平成22年4月1日規則第1号）

この規則は平成22年4月1日から施行する。

附 則 （平成22年12月1日規則第7号）

この規則は平成22年12月1日から施行する。